

ア 特定行政庁（建築主事設置市町）となることにより移譲される項目

法 令 名	条	事務区分	事項（主な権限）	備 考
建築基準法	4条ほか	自治事務	建築確認、違反建築の指導等	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市
建築物の耐震改修の促進に関する法律	4条ほか	自治事務	耐震診断等の助言等	
浄化槽法	5条	自治事務	浄化槽設置等の届出受理等	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	4条ほか	自治事務	建替計画の認定等	

（参考）市町が建築主事を設置する場合の手続等

区 分		根拠条文	特定行政庁となる手続	該当市町村
政令で指定する人口25万以上の市（特定行政庁）	必置	4条1項	政令で指定	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市
上記以外の市町村（特定行政庁）	任意	4条2項	都道府県知事と協議し同意を得た上で、建築主事設置の30日前に公示・都道府県知事に通知	設置済み：伊丹市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市
上記以外の市町村（限定特定行政庁）	任意	97条の2第1項	上記に同じ	現在なし

建築主事を設置する特定行政庁となった市町については、受け入れ体制を勘案しつつ、市町の意向に応じて、都市計画法に基づく開発許可や、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の認可等、まちづくりに関する権限を、事務処理特例条例により移譲していくこととしています。

イ 保健所政令市となることにより移譲される項目

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）	備考
人口動態調査令	4条ほか	法定受託	人口動態調査票の審査及び小票作成	
栄養改善法	2条ほか	自治・法定	国民栄養調査の実施及び集団給食施設の指導等	
母子保健法	19条ほか	自治事務	未熟児の訪問指導等	
母体保護法施行令	7条ほか	法定受託	受胎調節実地指導員の指定申請等の経由	
児童福祉法	19条	自治事務	身体障害児等の療育指導等	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	47条ほか	自治・法定	精神障害者等からの相談指導等	
結核予防法	67条ほか	自治・法定	結核に係る定期外の健康診断等	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	64条ほか	自治・法定	感染症発生状況の把握及び患者に対する入院措置等	
検疫法	22条ほか	法定受託	検疫感染症の通報受理等	
クリーニング業法	14条ほか	自治事務	クリーニング業の営業の届出受理等	
理容師法	17条の2ほか	自治事務	理容所の開設に関する届出の受理等	
美容師法	22条ほか	自治事務	美容所の開設に関する届出の受理等	
公衆浴場法	1条ほか	自治事務	公衆浴場の経営の許可等	
旅館業法	3条ほか	自治事務	旅館業の営業許可等	
興行場法	1条ほか	自治事務	興行場の営業の許可等	

法 令 名	条	事務区分	事項（主な権限）	備 考
墓地、埋葬等に関する法律	19条の2ほか	自治事務	墓地、納骨堂、火葬場の監視指導等	
温泉法	12条ほか	自治事務	温泉の利用許可、温泉利用施設の検査等	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	5条ほか	自治事務	特定建築物についての届出の受理等	
水道法	48条の2ほか	自治事務	専用水道布設の確認等	
食品衛生法	17条ほか	自治・法定	飲食店営業等の営業の許可等	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	3条ほか	自治・法定	食鳥処理の事業の許可等	
と畜場法	3条ほか	自治・法定	と畜場の設置の許可等	
狂犬病予防法	25条ほか	自治・法定	犬の捕獲、抑留等	
化製場等に関する法律	1条ほか	自治事務	化製場等の開設の許可等	
医療法	7条ほか	自治事務	診療所・助産所開設の許可等	
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	20条の3ほか	自治事務	衛生検査所の登録等	
保健婦助産婦看護婦法	36条	自治事務	保健婦に対する指示	
歯科衛生士法	13条の4	自治事務	歯科衛生士に対する指示	
歯科技工士法	21条ほか	自治事務	歯科技工所開設の届出受理等	
柔道整復師法	18条ほか	自治事務	柔道整復師の施術所の届出受理等	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	8条ほか	自治事務	あん摩マッサージ指圧師等の施術所の届出の受理等	
死体解剖保存法	2条ほか	自治事務	死体解剖の許可等	

法令名	条	事務区分	事項（主な権限）	備考
薬事法	26条ほか	自治・法定	卸売を除く医薬品一般販売業の許可等	
毒物及び劇物取締法	4条ほか	自治事務	毒物劇物販売業の登録等	
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	6条ほか	法定受託	健康被害を発生させるおそれのある有害物質を含有する家庭用品の回収命令等	
介護保険法	100条	自治事務	介護老人保健施設の検査等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8条ほか	自治・法定	一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等	
浄化槽法	5条ほか	自治・法定	浄化槽の設置届の受理等	

保健所政令市となった市については、受け入れ体制を勘案しつつ、市の意向に応じて、毒物及び劇物取締法に基づく取り扱い業者による届出受理や、食品衛生法に基づく検査命令に関する権限など、保健・衛生に関する権限を、事務処理特例条例により移譲していくこととしています。

ウ 福祉事務所設置町となることにより移譲される項目

法 令 名	条	事務区分	事項（主な権限）	備 考
生活保護法	19条ほか	自治・法定	生活保護の決定及び実施等	
児童福祉法	22条ほか	自治事務	助産施設及び母子生活支援施設への入所措置等	
知的障害者福祉法	9条ほか	自治事務	知的障害者援護施設への入所措置等	
児童扶養手当法	4条ほか	法定受託	児童扶養手当の認定及び支給	H14/8 施行
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	17条ほか	法定受託	障害児福祉手当、特別障害者手当の認定及び支給等	
国民年金法等の一部を改正する法律	附則97条	法定受託	福祉手当の支給（経過措置）	

エ 計量法等などその他の個別法により移譲される項目

法令名	条	事務区分	事項 (主な権限)	該当要件	適用団体				備考
					政令市	中核市	特例市	その他	
計量法	10条ほか	自治・法定	特定計量器に係る定期検査、勧告等	政令で定める市町村					現在、12政令指定都市、中核市、特例市のほか39市が指定済み
水質汚濁防止法	28条ほか	自治・法定	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理、立入検査、改善命令、常時監視等	政令で定める市					現在、12政令指定都市、中核市、特例市のほか43市が指定済み
大気汚染防止法	31条ほか	自治・法定	ばい煙発生施設及び粉じん発生施設（工場を除く）に係る届出受理、立入検査等	政令で定める市					現在、12政令指定都市、中核市のほか指定済み
			ばい煙発生施設及び粉じん発生施設（工場）に係る届出受理、立入検査等	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市及び中核市のみ
騒音規制法	25条ほか	自治・法定	騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の常時監視等、関係行政機関の長への協力要請	政令で定める市町村					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市、中核市及び特例市のみ
振動規制法	23条ほか	自治事務	振動を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市、中核市及び特例市のみ
悪臭防止法	21条ほか	自治事務	悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定、関係行政機関の長への協力要請	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市、中核市及び特例市のみ
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	14条ほか	自治事務	公害防止統括者等の届出の受理等（ばい煙・粉じん発生施設等設置工場）	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市及び中核市のみ
			公害防止統括者等の届出の受理等（上記以外の工場）	政令で定める市					12政令指定都市、中核市、特例市のほか39市が指定

法令名	条	事務区分	事項 (主な権限)	該当要件	適用団体				備考
					政令市	中核市	特例市	その他	
ダイオキシン類対策特別措置法	41条ほか	自治・法定	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理、立入検査、改善命令、常時監視等	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市及び中核市のみ
動物の愛護及び管理に関する法律(改正法)	18条ほか	自治事務	犬又はねこの引取り等	政令で定める市					現在政令で指定されているのは、12政令指定都市及び中核市のみ
中小企業支援法(改正法)	3条ほか	自治事務	国が定める「中小企業支援事業の実施に関する計画」にかかる、中小企業の経営に関する助言、試験研究等の事業実施	政令で指定					現在、12政令指定都市
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	61条	自治事務	県費負担教職員の任免及び研修等	中等教育学校を設置する市					
海岸法	37条の3ほか	自治事務	海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理	都道府県知事との協議等					
下水道法	25条の2ほか	自治事務	流域下水道の管理	都道府県との協議					
消防法	11条ほか	自治事務	製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可等	消防本部及び消防署を置いた町村					家島町を除く全市町

本表には、政令で指定するもののほか、法令上、県と市町の協議等により市町に一定の権限が移ることとされているものについても、対象にした。

「適用団体」については、法令に政令市・中核市・特例市の権限である旨規定されているものはそれぞれの欄に、その他についてはとした。

